

委員会の判断

民放連解説書では、「放送基準(12)」について「公職選挙の選挙運動は、放送に関しては選挙期間中における経歴・政見放送だけが認められ、それ以外の選挙運動は期間中、期間前を通じて一切禁止されている。したがって、期間中はもとより期間前においても、選挙運動の疑いのあるものは取り扱ってはならない」と説明されている。したがってここでは、まず、2件の放送を事前運動と見なしうるかどうかを判断基準として考える。

本件放送1の場合、たとえこれが狭義の選挙報道ではなく、選挙制度改正の説明を目的とした企画であったとしても、公示予定日1か月前を切った時期に、特定の立候補予定者の選挙準備活動そのものを2分2秒にわたり放送し、そこでその人となりを紹介したことは紛れもない事実である。番組の意図はいかなるものであっても、特定の立候補予定者のみを取り上げて放送したことは、選挙の事前運動と同等の機能を果たしていると言わざるを得ず、委員会は、選挙の公平・公正性を損なう放送倫理違反があったと判断する。

本件放送2の場合も、特定の候補者だけを投票日当日に、1分55秒にわたり放送するというミスをしている。その内容に政治的メッセージはない情報バラエティー番組であるとはいえ、候補者を肯定的に紹介している点においても、本件放送1と同じく、視聴者に与える印象の程度は、他の候補者との間で公平・公正性が害されるおそれのある程度にまで達しているものと考えられる。立候補者情報が適切に必要な部署に渡らなかった背景に、選挙に対する全社的な意識づけの不足があった点も踏まえて、委員会は、本件放送2についても放送倫理違反があったと判断する。

また、2件の放送には、3年前の「決定第9号」にそれぞれ参照しうる類似事案があり、たびたびの注意喚起にもかかわらず繰り返されたという点については、委員会は深い憂慮の念を抱いている。そこには、放送倫理を遵守し、選挙における公平・公正性の実現に、最善の努力を傾けようという意識が、いまだに不十分であることが露呈していると思われる。